

令和6年2月29日
総 長 裁 定

運営方針会議検討タスクフォースの設置について

1 趣旨

このたび、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和5年法律第88号）が成立したことにより、本学に、中期目標についての意見、中期計画の作成又は変更並びに財務諸表、予算、事業報告書及び決算報告書の作成に関する事項について決議するとともに、決議した内容に基づいて適切に本学の運営が行われているかどうかについての監督を行う機関として、運営方針会議を設置することが義務付けられた。

上記の権限を有する運営方針会議の設置は、本学にとっては国立大学の法人化以来最も大きなガバナンス変革であると言える。そのため、構成員へ適切な情報共有を行い、丁寧な対話や意見交換を通じて全学的な合意を形成しつつ、本学にとって望ましい運営方針会議の組織及び運営等の在り方を学内の叡智を結集して検討するため、運営方針会議検討タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を設置する。

2 任務

- (1) 運営方針会議の権限、組織及び運営に関する事項の検討
- (2) 運営方針委員の選考方針に関する事項の検討
- (3) (1) 及び (2) に係る事項に関する、関係する学内諸会議との連絡調整

3 検討体制

- (1) 座長は、総長とし、委員は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (イ) ガバナンス改革を担当する執行役・副学長
 - (ロ) 理事、副学長又は執行役のうちから総長が指名する者
 - (ハ) 教育研究部局の長のうちから総長が指名する者
 - (ニ) その他本学の教職員のうちから総長が指名する者
- (2) 座長は、必要に応じ委員を追加し、又は上記2(1)及び(2)の検討に必要な者をオブザーバーとして参加させることができる。
- (3) タスクフォースに、専門的又は実務的な事項を検討するため、部会を置くことができる。部会長は、ガバナンス改革を担当する執行役・副学長とする。部会の運営及び構成に関し必要な事項は、部会長が定める。

4 その他

タスクフォースの事務は、本部関係各課の協力を得て、本部経営戦略課にて行う。